

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
2	一関市民センター	研修室1	50.00	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	研修室2	50.00	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	研修室3	40.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	創作室1	47.60	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	創作室2	47.70	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	大会議室(A・B)	136.20	1時間	600	700	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	大会議室A	69.60	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	大会議室B	66.60	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	和室(1・2)	95.60	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	和室1	57.90	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	和室2	37.70	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	調理室	83.40	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
2	一関市民センター	レッスルルーム1	29.30	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	レッスルルーム2	29.40	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	多目的スペース	468.00	1時間	800	1,000	200	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	展示スペース	264.00	1時間	800	1,000	200	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
2	一関市民センター	ミュージックルーム1	48.60	1時間	200	300	100	増	視聴覚室・PCルーム・音楽室	市民センター条例
2	一関市民センター	ミュージックルーム2	79.80	1時間	400	400	0	据置	視聴覚室・PCルーム・音楽室	市民センター条例
3	滝沢市民センター	集会室(A)	51.34	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
3	滝沢市民センター	集会室(B)	66.24	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
3	滝沢市民センター	研修室	49.68	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
3	滝沢市民センター	調理実習室	39.11	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
3	滝沢市民センター	農産加工室	24.84	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
4	関が丘市民センター(関が丘コミュニティセンター)	体育室	256.25	1時間	800	400	-400	減	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例 一関コミュニティセンター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
4	関が丘市民センター(関が丘コミュニティセンター)	和室	34.02	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 -関コミュニティセンター条例
4	関が丘市民センター(関が丘コミュニティセンター)	図書室	34.02	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 -関コミュニティセンター条例
4	関が丘市民センター(関が丘コミュニティセンター)	談話室	53.46	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 -関コミュニティセンター条例
4	関が丘市民センター(関が丘コミュニティセンター)	児童室	34.02	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 -関コミュニティセンター条例
4	関が丘市民センター(関が丘コミュニティセンター)	調理室	32.02	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 -関コミュニティセンター条例
4	関が丘市民センター(関が丘コミュニティセンター)	創作室	16.38	1時間	200	100	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 -関コミュニティセンター条例
4	関が丘市民センター(関が丘コミュニティセンター)	暖房料(体育館)	256.25	1時間	200	200	0	据置	冷暖房	市民センター条例 -関コミュニティセンター条例
5	真柴市民センター(真柴コミュニティセンター)	体育室	149.06	1時間	800	400	-400	減	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例 -関コミュニティセンター条例
5	真柴市民センター(真柴コミュニティセンター)	研修室 ※研修室1から名称変更	32.40	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 -関コミュニティセンター条例
5	真柴市民センター(真柴コミュニティセンター)	ふれあい交流館・交流室	49.69	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 -関コミュニティセンター条例
5	真柴市民センター(真柴コミュニティセンター)	ふれあい交流館・談話室	23.19	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 -関コミュニティセンター条例
5	真柴市民センター(真柴コミュニティセンター)	講義室	24.84	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 -関コミュニティセンター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
5	真柴市民センター(真柴コミュニティセンター)	調理実習室	24.84	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 一関コミュニティセンター条例
5	真柴市民センター(真柴コミュニティセンター)	暖房料(体育館)	149.06	1時間	200	200	0	据置	冷暖房	市民センター条例 一関コミュニティセンター条例
6	山目市民センター	体育館	659.74	1時間	400	600	200	増	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
6	山目市民センター	体育館	659.74	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
6	山目市民センター	小会議室	19.44	1時間	200	100	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
6	山目市民センター	会議室	58.91	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
6	山目市民センター	和室	130.40	1時間	600	変更	変更	変更	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
6	山目市民センター	和室1	51.00	1時間	未設定	300	300	変更	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
6	山目市民センター	和室2	39.70	1時間	未設定	200	200	変更	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
6	山目市民センター	和室3	39.70	1時間	未設定	200	200	変更	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
6	山目市民センター	調理室	42.54	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
6	山目市民センター	創作室西	44.80	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
6	山目市民センター	創作室東	44.80	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
6	山目市民センター	陶芸ホール	35.20	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
7	山目市民センター笹谷分館	体育室	156.51	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
7	山目市民センター笹谷分館	和室	49.60	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 的利用施設)	市民センター条例
7	山目市民センター笹谷分館	調理室	20.70	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 的利用施設)	市民センター条例
8	一関学習交流館(山目市民センター 赤荻分館)	多目的ホール	307.04	1時間	200	400	200	増	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例 学習交流館条例
8	一関学習交流館(山目市民センター 赤荻分館)	多目的ホール	307.04	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例 学習交流館条例
8	一関学習交流館(山目市民センター 赤荻分館)	研修室	70.80	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 学習交流館条例
8	一関学習交流館(山目市民センター 赤荻分館)	和室	37.11	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 学習交流館条例
9	中里市民センター	ホール	163.68	1時間	800	400	-400	減	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
9	中里市民センター	会議室	60.23	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
9	中里市民センター	和室	65.25	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
9	中里市民センター	調理室	38.23	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
9	中里市民センター	創作室	41.04	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
9	中里市民センター	児童室	22.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
9	中里市民センター	陶芸室	35.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
9	中里市民センター	すこやか交流館・交流 室	53.00	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
9	中里市民センター	すこやか交流館・談話 室	19.87	1時間	200	100	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
10	狐禅寺市民センター	体育館アリーナ	453.60	1時間	200	600	400	増	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
10	狐禅寺市民センター	体育館アリーナ	453.60	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
10	狐禅寺市民センター	会議室	55.80	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
10	狐禅寺市民センター	調理室	31.10	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
10	狐禅寺市民センター	和室	83.70	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
10	狐禅寺市民センター	研修室1	27.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
10	狐禅寺市民センター	研修室2	20.00	1時間	200	100	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
10	狐禅寺市民センター	ミーティングルーム	48.00	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
10	狐禅寺市民センター	ステージ	60.00	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
11	一関自然休養村管理センター(厳美 市民センター)	研修室(ホール)	232.38	1時間	800	1,000	200	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 自然休養村管理センター条例
11	一関自然休養村管理センター(厳美 市民センター)	和室(北)	31.79	1時間	200	廃止	廃止	廃止	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 自然休養村管理センター条例
11	一関自然休養村管理センター(厳美 市民センター)	和室(南)	44.50	1時間	200	廃止	廃止	廃止	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 自然休養村管理センター条例
11	一関自然休養村管理センター(厳美 市民センター)	和室 ※和室(南北)か ら名称変更	76.29	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 自然休養村管理センター条例
11	一関自然休養村管理センター(厳美 市民センター)	会議室A	30.06	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 自然休養村管理センター条例
11	一関自然休養村管理センター(厳美 市民センター)	会議室B	54.40	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 自然休養村管理センター条例
11	一関自然休養村管理センター(厳美 市民センター)	調理室	54.40	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 自然休養村管理センター条例
12	厳美市民センター山谷分館	体育館 ※講堂から名 称変更	320.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
12	厳美市民センター山谷分館	会議室	39.66	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 的利用施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
12	巖美市民センター山谷分館	和室(大広間)	132.20	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 の利用施設)	市民センター条例
12	巖美市民センター山谷分館	調理加工室	66.10	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 の利用施設)	市民センター条例
13	巖美市民センター達古袋分館	体育館 ※講堂(体育 館)から名称変更	393.11	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
13	巖美市民センター達古袋分館	会議室(萩の間)	52.10	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 の利用施設)	市民センター条例
13	巖美市民センター達古袋分館	和室(達児ホール)	104.34	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 の利用施設)	市民センター条例
13	巖美市民センター達古袋分館	調理加工室	64.17	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 の利用施設)	市民センター条例
14	萩荘市民センター	ホール	162.00	1時間	800	400	-400	減	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
14	萩荘市民センター	和室	88.69	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
14	萩荘市民センター	夢創館	87.77	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
14	萩荘市民センター	会議室	38.25	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
14	萩荘市民センター	調理室	31.50	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
14	萩荘市民センター	図書室	23.40	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
15	萩荘市民センター市野々分館	体育館	317.52	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
15	萩荘市民センター市野々分館	大広間	109.20	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 の利用施設)	市民センター条例
15	萩荘市民センター市野々分館	和室1	27.30	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 の利用施設)	市民センター条例
15	萩荘市民センター市野々分館	和室2	27.30	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 の利用施設)	市民センター条例
15	萩荘市民センター市野々分館	調理室	92.82	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 の利用施設)	市民センター条例
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	アリーナ	553.53	1時間	200	600	400	増	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例 文化伝承館条例
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	アリーナ	764.70	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例 文化伝承館条例
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	研修室(和室)	104.34	1時間	600	600	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 文化伝承館条例
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	会議室	99.37	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 文化伝承館条例
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	ボランティア室	29.81	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 文化伝承館条例
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	創作室(全体)	74.53	1時間	200	400	200	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 文化伝承館条例
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	創作室(調理スペース)	44.72	1時間	未設定	300	300	新設	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 文化伝承館条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	創作室(加工スペース)	29.81	1時間	未設定	200	200	新設	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 文化伝承館条例
17	弥栄市民センター	会議室-1 ※会議室か ら名称変更	79.82	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
17	弥栄市民センター	和室北	77.02	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
17	弥栄市民センター	和室南	59.78	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
17	弥栄市民センター	和室通し	136.80	1時間	600	700	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
17	弥栄市民センター	調理実習室	60.99	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
17	弥栄市民センター	会議室-2 ※中会議室 から名称変更	60.99	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
17	弥栄市民センター	ホール	136.80	1時間	600	700	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
18	弥栄市民センター平沢分館	研修室1	47.57	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 的利用施設)	市民センター条例
18	弥栄市民センター平沢分館	研修室2	34.88	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 的利用施設)	市民センター条例
18	弥栄市民センター平沢分館	研修室3	34.78	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 的利用施設)	市民センター条例
18	弥栄市民センター平沢分館	研修室4	24.80	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 的利用施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
18	弥栄市民センター平沢分館	調理実習室	34.45	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 の利用施設)	市民センター条例
19	永井市民センター	体育館	737.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
19	永井市民センター	体育館	737.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
19	永井市民センター	会議・研修室	101.69	1時間	600	廃止	廃止	廃止	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
19	永井市民センター	会議・研修室1	57.38	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
19	永井市民センター	会議・研修室2	44.31	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
19	永井市民センター	和室	76.14	1時間	400	廃止	廃止	廃止	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
19	永井市民センター	和室1	37.67	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
19	永井市民センター	和室2	38.47	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
19	永井市民センター	多目的ホール	184.05	1時間	800	1,000	200	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
19	永井市民センター	図書室	37.33	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
19	永井市民センター	子育て支援室	38.64	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
19	永井市民センター	調理実習室	73.98	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
19	永井市民センター	交流・展示ホール	114.47	1時間	600	600	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
21	涌津市民センター	講座室	90.72	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
21	涌津市民センター	調理室	47.88	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
21	涌津市民センター	会議室	63.72	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
21	涌津市民センター	図書室	20.52	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
23	油島市民センター	講座室(和室)	121.00	1時間	600	700	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
23	油島市民センター	会議室	67.50	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
23	油島市民センター	講義室	53.76	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
23	油島市民センター	調理室	48.40	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
25	花泉市民センター	講座室 ※和室から名 称変更	130.32	1時間	600	700	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
25	花泉市民センター	会議室	65.36	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
25	花泉市民センター	調理室	46.98	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
25	花泉市民センター	児童室	55.10	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
26	老松市民センター	講座室	134.60	1時間	600	700	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
26	老松市民センター	会議室	52.17	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
26	老松市民センター	調理室	44.72	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
26	老松市民センター	創作室	26.42	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
27	花泉農村集落多目的共同利用施設 (日形市民センター)	講座室	163.56	1時間	800	900	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 花泉農村集落多目的共同利用施設 条例
27	花泉農村集落多目的共同利用施設 (日形市民センター)	多目的ホール	134.40	1時間	600	700	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 花泉農村集落多目的共同利用施設 条例
27	花泉農村集落多目的共同利用施設 (日形市民センター)	研修室	49.88	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 花泉農村集落多目的共同利用施設 条例
27	花泉農村集落多目的共同利用施設 (日形市民センター)	調理室	48.14	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 花泉農村集落多目的共同利用施設 条例
27	花泉農村集落多目的共同利用施設 (日形市民センター)	小和室 ※会議室から 名称変更	37.35	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 花泉農村集落多目的共同利用施設 条例
28	日形体育館	体育館	336.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
28	日形体育館	体育館	336.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
29	金沢市民センター	講座室	90.72	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
29	金沢市民センター	調理室	47.88	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
29	金沢市民センター	会議室	42.75	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
29	金沢市民センター	ディルーム	114.57	1時間	600	600	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
31	大原市民センター	ホール(座席数506) ※ 講堂から名称変更	1,065.00	1時間	1,700	1,800	100	増	ホールB(操作係員対応しない)	市民センター条例
31	大原市民センター	講座室	112.90	1時間	600	600	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
31	大原市民センター	児童室兼美術陶芸室	60.00	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
31	大原市民センター	調理実習室	60.00	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
31	大原市民センター	図書研修室	25.38	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
31	大原市民センター	準備室	51.52	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
31	大原市民センター	大会議室	271.70	1時間	800	1,000	200	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
31	大原市民センター	団体活動室	27.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
31	大原市民センター	視聴覚室	88.00	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
32	大原体育館	体育館	1,042.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
32	大原体育館	体育館	1,042.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
33	内野体育館	体育館	567.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
33	内野体育館	体育館	567.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
34	大東コミュニティセンター(摺沢市民センター)	多目的ホール(可動式 客席・600席)	505.00	1時間	1,700	1,800	100	増	ホールB(操作係員対応しない)	市民センター条例 大東コミュニティセンター条例
34	大東コミュニティセンター(摺沢市民センター)	第1研修室	60.00	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 大東コミュニティセンター条例
34	大東コミュニティセンター(摺沢市民センター)	第2研修室	133.00	1時間	600	700	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 大東コミュニティセンター条例
34	大東コミュニティセンター(摺沢市民センター)	和室	106.00	1時間	600	600	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 大東コミュニティセンター条例
34	大東コミュニティセンター(摺沢市民センター)	調理実習室	35.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 大東コミュニティセンター条例
34	大東コミュニティセンター(摺沢市民センター)	楽屋	45.00	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 大東コミュニティセンター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
35	摺沢体育館	室内運動場	374.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
35	摺沢体育館	室内運動場	374.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
36	大東開発センター(興田市民センター)	談話室	42.92	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 大東開発センター条例
36	大東開発センター(興田市民センター)	産業技術研修室	85.33	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 大東開発センター条例
36	大東開発センター(興田市民センター)	集会室	207.01	1時間	800	1,000	200	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 大東開発センター条例
36	大東開発センター(興田市民センター)	2階ロビー	43.91	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 大東開発センター条例
36	大東開発センター(興田市民センター)	和室	93.87	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 大東開発センター条例
36	大東開発センター(興田市民センター)	小集会室	59.05	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 大東開発センター条例
36	大東開発センター(興田市民センター)	食堂	55.20	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 大東開発センター条例
36	大東開発センター(興田市民センター)	調理実習室	105.80	1時間	600	600	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 大東開発センター条例
36	大東開発センター(興田市民センター)	茶室	25.20	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 大東開発センター条例
36	大東開発センター(興田市民センター)	宿泊利用	—	1人1泊	1,050	廃止	廃止	廃止	宿泊室C(専用の宿泊室がない施設)	市民センター条例 大東開発センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
37	興田体育館	体育館(土間の運動場)	484.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
37	興田体育館	体育館	484.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
38	天狗田体育館	体育館	493.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
38	天狗田体育館	体育館	493.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
39	中川体育館	体育館	473.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
39	中川体育館	体育館	473.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
40	京津畑体育館	体育館	372.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
40	京津畑体育館	体育館	372.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
41	丑石体育館	体育館	459.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
41	丑石体育館	体育館	459.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
42	大東農村環境改善センター(猿沢市民センター)	老人研修室	56.00	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 農村環境改善センター条例
42	大東農村環境改善センター(猿沢市民センター)	婦人研修室	52.00	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 農村環境改善センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
42	大東農村環境改善センター(猿沢市民センター)	調理実習室	58.00	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 農村環境改善センター条例
42	大東農村環境改善センター(猿沢市民センター)	大集会室	88.00	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 農村環境改善センター条例
42	大東農村環境改善センター(猿沢市民センター)	農事研修室	110.00	1時間	600	600	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 農村環境改善センター条例
42	大東農村環境改善センター(猿沢市民センター)	青少年室	63.00	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 農村環境改善センター条例
42	大東農村環境改善センター(猿沢市民センター)	郷土資料展示室	15.00	1時間	200	100	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 農村環境改善センター条例
44	猿沢体育館	体育館	961.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
44	猿沢体育館	体育館	961.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
45	渋民市民センター	体育館	814.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
45	渋民市民センター	体育館	814.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
45	渋民市民センター	会議室1	24.78	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
45	渋民市民センター	会議室2	28.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
45	渋民市民センター	研修室1	49.32	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
45	浜民市民センター	研修室2	46.20	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
45	浜民市民センター	調理実習室	84.00	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
46	大東曾慶地区センター(曾慶市民セ ンター)	多目的ホール	243.00	1時間	800	1,000	200	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 大東浜民地区センター条例
46	大東曾慶地区センター(曾慶市民セ ンター)	研修室	45.00	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 大東浜民地区センター条例
46	大東曾慶地区センター(曾慶市民セ ンター)	会議室1	70.00	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 大東浜民地区センター条例
46	大東曾慶地区センター(曾慶市民セ ンター)	会議室2	37.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 大東浜民地区センター条例
46	大東曾慶地区センター(曾慶市民セ ンター)	調理実習室	32.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 大東浜民地区センター条例
47	曾慶体育館	体育館	650.25	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
47	曾慶体育館	体育館	650.25	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
48	千厩市民センター	1F小会議室	16.10	1時間	200	100	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
48	千厩市民センター	調理室	52.64	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
48	千厩市民センター	2F小会議室	32.20	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
48	千厩市民センター	中会議室	74.27	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
48	千厩市民センター	日本間	123.50	1時間	600	700	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
48	千厩市民センター	大会議室	160.60	1時間	800	900	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
49	小梨市民センター	体育館	638.81	1時間	200	600	400	増	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
49	小梨市民センター	体育館	638.81	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
49	小梨市民センター	和室集会室	127.40	1時間	600	700	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
49	小梨市民センター	調理加工実習室	70.56	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
49	小梨市民センター	談話ホール	41.40	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
49	小梨市民センター	研修室	48.86	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
49	小梨市民センター	多目的ホール	137.04	1時間	600	700	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
50	小梨市民センター清田分館	集会室(和室)	24.30	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 的利用施設)	市民センター条例
50	小梨市民センター清田分館	集会室(ホール)	84.24	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 的利用施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
52	奥玉ふるさとセンター(奥玉市民センター)	千厩維新館	726.00	1時間	200	600	400	増	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
52	奥玉ふるさとセンター(奥玉市民センター)	千厩維新館	726.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
52	奥玉ふるさとセンター(奥玉市民センター)	千厩おくらんど	528.12	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
52	奥玉ふるさとセンター(奥玉市民センター)	千厩おくらんど	528.12	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
52	奥玉ふるさとセンター(奥玉市民センター)	創作室	51.00	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
52	奥玉ふるさとセンター(奥玉市民センター)	集会室(日本間)	87.48	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
52	奥玉ふるさとセンター(奥玉市民センター)	集会室兼娯楽室	66.00	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
52	奥玉ふるさとセンター(奥玉市民センター)	保健相談室	33.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
52	奥玉ふるさとセンター(奥玉市民センター)	図書室兼視聴覚室	66.00	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
52	奥玉ふるさとセンター(奥玉市民センター)	共同調理室	39.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
55	磐清水市民センター	体育館	475.72	1時間	200	600	400	増	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
55	磐清水文化センター(磐清水市民センター)	研修室	80.24	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 磐清水文化センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
55	磐清水文化センター(磐清水市民センター)	集会室(日本間)	93.96	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 磐清水文化センター条例
55	磐清水文化センター(磐清水市民センター)	生活実習室	28.35	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 磐清水文化センター条例
55	磐清水文化センター(磐清水市民センター)	調理実習室	41.58	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 磐清水文化センター条例
55	磐清水市民センター	体育館	475.72	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
56	東山地域交流センター(東山市民センター)	多目的ホール(舞台含む)	355.36	1時間	1,700	1,800	100	増	ホールB(操作係員対応しない)	市民センター条例 東山地域交流センター条例
56	東山地域交流センター(東山市民センター)	舞台	181.73	1時間	850	1,000	150	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 東山地域交流センター条例
56	東山地域交流センター(東山市民センター)	大会議室	165.98	1時間	800	900	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 東山地域交流センター条例
56	東山地域交流センター(東山市民センター)	第1研修室	82.80	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 東山地域交流センター条例
56	東山地域交流センター(東山市民センター)	第2研修室	56.88	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 東山地域交流センター条例
56	東山地域交流センター(東山市民センター)	和室	70.20	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 東山地域交流センター条例
56	東山地域交流センター(東山市民センター)	調理室	65.88	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 東山地域交流センター条例
56	東山地域交流センター(東山市民センター)	楽屋	65.46	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例 東山地域交流センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
57	田河津市民センター	体育館	681.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
57	田河津市民センター	体育館	681.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
57	田河津市民センター	集会室1 ※集会室から名称変更	46.80	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
57	田河津市民センター	集会室2 ※研修室から名称変更	93.60	1時間	400	500	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
57	田河津市民センター	調理室	78.00	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
57	田河津市民センター	和室	90.72	1時間	400	廃止	廃止	廃止	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
58	松川市民センター	講堂	528.12	1時間	200	600	400	増	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
58	松川市民センター	講堂	528.12	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
58	松川市民センター	会議室	75.00	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
58	松川市民センター	講義室	109.26	1時間	600	600	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
58	松川市民センター	児童室	27.50	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例
58	松川市民センター	調理室	37.50	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び準じる施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
58	松川市民センター	茶華道室	37.30	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
59	室根ふるさとセンター(室根市民センター)	会議室1	36.60	1時間	200	廃止	廃止	廃止	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
59	室根ふるさとセンター(室根市民センター)	会議室1 ※会議室2 から名称変更	36.60	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
59	室根ふるさとセンター(室根市民センター)	創作室	38.88	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
59	室根ふるさとセンター(室根市民センター)	調理室	40.88	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
59	室根ふるさとセンター(室根市民センター)	会議室2 ※パソコン ルームから名称変更	43.80	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
59	室根ふるさとセンター(室根市民センター)	和室 ※生活研修室 から名称変更	44.55	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
59	室根ふるさとセンター(室根市民センター)	集会室	140.40	1時間	600	800	200	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例 ふるさとセンター条例
60	津谷川体育館	体育館(専用)一般	985.12	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
60	津谷川体育館	体育館(個人)一般	985.12	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
61	川崎市民センター	ホール(座席数228)	337.64	1時間	1,000	1,200	200	増	ホールB(操作係員対応しない)	市民センター条例
61	川崎市民センター	研修室	116.85	1時間	600	600	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
61	川崎市民センター	創作室	54.53	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
61	川崎市民センター	和室研修室	67.30	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
61	川崎市民センター	調理実習室	67.30	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
61	川崎市民センター	音楽研修室	59.40	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
61	川崎市民センター	陶芸室	59.62	1時間	400	300	-100	減	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
61	川崎市民センター	ギャラリー	115.39	1時間	600	600	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
62	藤沢市民センター	音楽室A	36.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
62	藤沢市民センター	音楽室B	38.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
62	藤沢市民センター	小会議室	46.00	1時間	200	300	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
62	藤沢市民センター	中会議室	66.00	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
62	藤沢市民センター	美術室	68.00	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
62	藤沢市民センター	調理実習室	77.00	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例
62	藤沢市民センター	教養文化室	70.00	1時間	400	400	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
62	藤沢市民センター	教養文化室(1/2)	35.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
62	藤沢市民センター	大会議室	113.00	1時間	600	600	0	据置	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
62	藤沢市民センター	視聴覚室	144.00	1時間	600	800	200	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
62	藤沢市民センター	音楽ホール	125.00	1時間	600	700	100	増	研修・会議室等A(集会施設及び 準じる施設)	市民センター条例
63	藤沢市民センター-黄海分館	体育館	540.00	1時間	200	200	0	据置	体育館(A・Bを統合)	市民センター条例
63	藤沢市民センター-黄海分館	体育館	540.00	1回(1人)	100	100	0	据置	体育館B(集会施設等併設施設)	市民センター条例
63	藤沢市民センター-黄海分館	和室	146.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 的利用施設)	市民センター条例
63	藤沢市民センター-黄海分館	会議室	68.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 的利用施設)	市民センター条例
63	藤沢市民センター-黄海分館	調理室	73.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 的利用施設)	市民センター条例
63	藤沢市民センター-黄海分館	和室(別館)	44.00	1時間	200	200	0	据置	研修・会議室等B(地区集会所 的利用施設)	市民センター条例